破産手続廃止

平成２９年（フ）第５８号
東京都杉並区高円寺北３丁目10―３、開始決定時の住所東京都新宿区信濃町12―201
破産者　高橋　孝行（開始決定時の姓安齋）
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２７２号
東京都新宿区四谷３丁目12　エムワイビジネスプラザ四谷515号室、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿５丁目１番13号
破産者　株式会社サンメンテナンス
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６７８号
東京都板橋区西台４丁目８―20―312
破産者　近藤　　亮
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６１４号
東京都板橋区高島平９丁目15―８―303
破産者　宮本　俊弘
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６１５号
東京都板橋区高島平９丁目15―８―303
破産者　宮本　晴子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２１７号
東京都日野市栄町５丁目７―29―103
破産者　田中　理朗
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６４号
東京都世田谷区太子堂５丁目13番２号
破産者　有限会社レヴェル
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６５号
東京都東村山市本町２丁目14―54
破産者　竹田寿美雄
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５７号
東京都中央区築地７丁目７―８―209
破産者　齋藤　隆文
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９２号
東京都葛飾区亀有４丁目30―12―305
破産者　笠井　裕之
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７０号
埼玉県入間市東藤沢５丁目22―22
破産者　八百板　正
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９９号
東京都世田谷区弦巻５丁目９―７―30
破産者　宮本　智子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１０２号
東京都江東区千田18―７
破産者　百井美由貴
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２３４号
東京都板橋区徳丸１丁目61―12―201
破産者　福山香江子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３４８号
神奈川県横浜市青葉区荏田町297―３―407
破産者　上田　昭裕
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４９１号
千葉県柏市高柳字新堀478―７、商業登記簿上の本店所在地千葉県柏市高柳477番地８
破産者　株式会社大樹
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４９２号
東京都足立区谷中３丁目４―10―101
破産者　新田裕次郎
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５１０号
東京都港区芝５―14―５―201、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区恵比寿３丁目38番22号
破産者　株式会社ダブルカフス
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５１１号
東京都港区芝５丁目14―５―201
破産者　若松　憲雄
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５５２号
静岡県沼津市北園町３番地の12
破産者　株式会社ピーアールネット
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部